

聖籠町訓令第十二号

聖籠町職員提案に関する要綱を次のように定める。

平成二十五年十月二十五日

聖籠町長 渡邊 廣吉

(目的)

第一条 この訓令は、職員からの提案を広く募集し、町行政に対する参画意識の高揚及び職員資質の向上を図るとともに、行政の効率化を促進し、もつて町民サービスの向上を図ることを目的とする。

(提案の要件)

第二条 提案は、職員の創意工夫による具体的かつ効果的なもので、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 町民サービスの向上に関するもの
- 二 経費の節減又は歳入の増加の方策に関するもの
- 三 業務に係る能率の向上に関するもの
- 四 職員の意識改革に関するもの
- 五 町行政施策及び行政運営並びに町の事務事業に関するもの
- 六 その他公益上有効であるもの

(提案者の資格)

第三条 職員は、単独又は共同で提案を行うことができる。

(提案の時期)

第四条 提案は、隨時行うことができる。

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めることは、期間を定めて特定の事項に関する提案を募集することができる。

(審査委員会の設置)

第五条 提出された提案を審査するため、聖籠町職員提案

審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の組織）

第六条 委員会は、次の各号に定める者をもつて組織する。

一 委員長 副町長

二 副委員長 教育長

三 委員 総務課長、税務財政課長、学校教育課長

2 委員長は、会務を總理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長に事故があるときはその職を代理する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、前項に規定する委員以外の者を委員とすることができる。

5 委員会の庶務は、総務課において処理する。

（提案の方法）

第七条 提案をしようとする職員は、職員提案書（別記様式第一号）に所要事項を具体的に記入し、必要に応じて関係資料を添えて総務課長に提出するものとする。

（提案の処理）

第八条 総務課長は、前条の規定による提案書の提出があつたときは、提案内容に關係する所屬長の意見を添えて委員会の審査に付するものとする。

（提案の審査）

第九条 委員会は、提出された提案を提案審査票（別記様式第二号）に基づいて審査するものとする。

2 委員会は、審査結果を町長に報告するものとする。

（提案の採否）

第十条 町長は、前条第二項の報告に基づき、次の各号により提案の採否を決定するものとする。

一 採用 全部又は一部の採用実施を適当と認め、又は業務等の改善に著しい示唆を与えるもの

二 保留　直ちに採否の決定はできないが、さらに研究を要するもの

三 不採用　実施が不可能又は不適当なもの

2 総務課長は、前項で提案の採否が決定されたときは、決定通知書（別記様式第三号）により、提案者に通知するものとする。ただし、保留又は不採用となつた提案については、決定通知書にその理由を付して通知するものとする。

3 町長は、採用された提案の実施について、実施する所属長に対し、必要な指示を与えるものとする。

4 前項の指示を与えた所属長は、指示された提案を速やかに実施し、実施状況を総務課を経由して町長に報告しなければならない。

（表彰）

第十一条 町長は、採用された提案で特に優秀と認めるものは、聖籠町職員表彰規程（平成二十四年聖籠町訓令第十七号）に定める表彰をすることができる。

2 町長は、保留又は不採用の決定をした提案であつても、その努力が顕著であると認められるものについては、その提案者を表彰することができる。

（提案の推進）

第十二条 所属長は、職員提案制度の意義を十分認識し、所属職員に対してその意義の周知を図り、提案の奨励及び指導に努めなければならない。

（委任）

第十三条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

職 員 提 案 書

| 所 属 | 職 | 提出年月日 | 年 月 日 |
|-----|-------|---------|-------|
| 提案名 | 共同提案者 | 氏名（代表者） | |

〈現状・問題点〉（具体的にわかりやすく）

〈提案内容〉

〈効果〉

※必要に応じて別紙を作成してください。

〈添付資料一覧〉

| 委員氏名 | 提案件名 | 提 案 番 号 | 審 査 番 号 | 年 月 日 | |
|---------|--|-----------------------|-------------|-------|----|
| 審査事項 | 評 価 区 分 | | | 評点 | 点数 |
| 1 実現性 | 直ちに実施が可能で実現が容易である。 少し準備期間等を要するが実現は容易である。 準備期間をかなり要するが実現は可能である。 相当長期の準備期間と技術を講じると実現可能である。 期間的又は技術的にも実現の可能性は小さい。 | 5 4 3 2 1 | | | |
| 2 経済性 | 経費を要せず行政効率が非常に高い。 経費を要するが行政効果は高い。 少し経費を要するが行政効果も期待できる。 経費を要する割合に、行政効果は比較的小ない。 経費を要し、行政効果もほとんどない。 | 5 4 3 2 1 | | | |
| 3 能率性 | 広範囲にわたり高度の能率向上が図られる。 能率の向上が図られる。 現状とあまり変わらない。 能率は少し落ちる。 能率は落ちる | 5 4 3 2 1 | | | |
| 4 創造性 | 非常に優れた着想である。 優れた着想である。 着想は普通だがかなりの工夫がみられる。 着想は常識的であり工夫はない。 極めて常識的で創造性はない。 | 5 4 3 2 1 | | | |
| 5 研究努力性 | 著しい研究努力がなされている。 かなりの研究努力がなされている。 研究努力がなされている。 あまり研究努力がなされていない。 研究努力がほとんどなされていない。 | 5 4 3 2 1 | | | |
| 6 その他 | 提案の重要度、相互比較により特に加点が必要とされるもの。 | 5点以内 | 合計点 /30点 | | |
| 審査員意見欄 | | | | | |

年 月 日

様

聖籠町長

決 定 通 知 書

年 月 日 付けで提出のあった提案書について審査したところ、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|-------|-----|-------|-------|
| 1 決 定 | 採 用 | ・ 保 留 | ・ 不採用 |
| 2 理 由 | | | |